

## 第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

当協会は公的な保証機関として、中小企業の資金繰り支援に万全を期すとともに、こうした厳しい状況に置かれている中小企業に対する経営改善支援・再生支援に取り組みます。

一方、創業や思い切った事業展開などの中小企業の新たな取り組みに対する支援や円滑な事業承継、早期の事業再生を後押しするため、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を一層加速していくための取り組みを行うことが重要です。

初期延滞先・事故先に対しては、実情に応じて返済緩和の条件変更を行う等、迅速な対応を行い、代位返済先に対しては、回収の基本ポリシーを踏まえながら、効率性を重視した管理回収を図ります。

また、保証協会の公的使命や社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の継続的な強化やSDGsの推進を図るとともに、効率的な人材育成を図りながら組織体制の構築を行います。

こうした認識に基づき、中小企業の多岐に亘る課題に対して一つずつ確実に取り組むことにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の支援と地域経済の活力ある発展及び地方創生に貢献するため、役職員一丸となって業務運営にあたることを基本方針とします。

なお、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年間ににおいては、次に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

### 1. 借換え支援の継続など資金繰り支援等に対する迅速かつ柔軟な保証審査

コロナ禍を乗り越えてきているものの、物価高の影響により、依然厳しい状況にある中小企業に対し、引き続き借換え支援の継続など資金繰り支援を行います。

金融機関・支援機関との連携・協働等により、中小企業の実態を的確に把握し、迅速かつ柔軟な保証審査に努めます。

### 2. 経営者保証に依存しない保証の推進

中小企業の利用者目線に立ち、国や岐阜市の施策に基づく保証制度利用を推奨する中で、経営者保証に依存しない保証の取り扱いを積極的に推進します。

### 3. 中小企業のニーズにあった保証の推進

中小企業のニーズや実態を把握し、最も適した保証制度を推奨するとともに、国や岐阜市の施策に基づく保証制度や協会制度の積極的なPRに努めます。

### 4. アフターコロナの状況下における経営支援・再生支援の促進

主にゼロゼロ融資利用先のうち、保証付融資のシェアが高い先に対して、訪問・面談を実施し、経営支援及び再生支援に取り組みます。返済緩和先、業績悪化先のうち、保証付融資のシェアが高い先に対して、訪問・面談を実施し、経営支援及び再生支援に取り組みます。借換の提案、中小企業診断士派遣による企業診断や早期の経営改善計画策定を提案します。

毎年度、経営改善支援の「アウトカム」として、これまで経営改善計画策定支援を行った事業者について、計画策定後3年間蓄積した決算データのうち、CRD区分及び簡易キャッシュフローについて、支援実施前後の比較により効果検証を行います。目標値については、CRD区分はランクアップ、簡易キャッシュフローについては改善されていることとします。

金融機関等と連携の上、再生支援が必要と判断された企業については、岐阜県中小企業活性化協議会へ持込を行います。

## 5. 創業支援の充実

低金利で保証料全額補填がある創業者支援資金のほか、経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証について、金融機関等へ周知し、利用の促進を図るとともに、創業保証を利用した事業者に対しては、利用後概ね1年後に、直接訪問し、フォローアップを強化します。また、岐阜市や各種支援機関と連携し、これから創業を目指す方を対象とする「起業家育成スクール」を毎年開催するとともに、その後のフォローアップを行います。

## 6. 事業承継支援の促進

経営者の年齢が一定以上の事業者に対して、事業承継に関するアンケート調査を実施し、早期に事業承継に対する意識付けを行うとともに、事業承継に関する個別相談に対応します。また、事業承継関連保証制度、事業承継特別保証制度について、金融機関等へ周知し、利用の促進を図るとともに、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターや民間の事業承継支援機関とも連携し、円滑な事業承継に取り組みます。

## 7. 期中管理の充実・効率化

初期延滞先、事故先に関して、金融機関との連携を密にし、速やかな情報収集及び実態把握に努め、期中管理業務の効率化に取り組みます。また、定期管理を強化し実態を把握した上で、返済緩和等の条件変更を柔軟に行うことにより、延滞解消、事故解消及び代位弁済抑制に努めます。

## 8. 効率性・管理コストを重視しつつ、個々の求償権関係者の実情に応じた柔軟な管理・回収

初動を徹底し、顧客の現況及び資産状況等の把握に努め、有担保債権は、早期担保処分に着手します。また、個々の債務者や保証人の実情に応じた柔軟な対応を行い、回収見込みのない求償権を早期に見極め、積極的に管理事務停止、求償権整理を推進します。

## 9. コンプライアンスの強化

コンプライアンスプログラムの確実な実行とその検証により、役職員のコンプライアンスに対する意識向上及び態勢の強化を図るとともに、内部監査・検査の実効性を高めることにより、事務リスク発生原因の根絶に努めます。

反社会的勢力等情報確認事務マニュアルに沿った事務的対応をし、また、公知情報等を基に収集した反社会的勢力に関する情報をベースに、金融機関、警察、暴力追放推進センター等の関係機関及び顧問弁護士との連携強化を図り、反社会的勢力等の排除及び不正利用防止に取り組みます。

## 10. 人材の育成

全国信用保証協会連合会等が主催する外部機関の階層別研修や課題別研修等に参加し、中小企業の多様なニーズに応えられる人材の育成に努めます。また、関係機関主催の研修・説明会等へも積極的に参加します。

若手職員を中心に、通信教育や資格取得を奨励し、職員の専門知識の習得やスキルアップに努めます。

全国信用保証協会連合会が主催する信用調査検定を、積極的に受験するように促します。

各部署にて、業務マニュアルの更新を継続し、課内研修やその都度活用することにより、業務の明確化・標準化・各人の業務遂行能力の向上を図ります。

役職員の健康の維持向上の為、職場全体で健康づくりに取り組みます。

#### 1 1. 危機管理体制の強化

災害時等でも役職員間で連絡がとれるよう、役職員安否確認訓練を継続して行います。また、防災訓練の実施や事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、防災訓練、防災等に効果的な資料の周知も行い、危機管理体制の強化に努めます。事業継続計画（BCP）が実効性のあるものとなるよう、適宜見直しを図ります。

#### 1 2. 広報活動の充実、情報の分析と活用

CM等のメディアを活用し、協会の認知度向上を図るほか、国や関係機関から提供された情報等について、ホームページによる効果的な情報発信に努めます。

協会の保有する情報を分析し、保証制度の創設や見直しに取り組みます。

#### 1 3. デジタル化の推進

信用保証業務の電子化に係るプラットフォーム「信用保証協会電子受付システム」を推進するとともに、信用保証業務に関する業務プロセスのDX化に取り組み、事務の効率化に取り組みます。

#### 1 4. SDGsの推進

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、社会貢献活動や環境保全に取り組むとともに、岐阜市役所や金融機関・関係機関と連携し、岐阜市内の地方創生等に取り組みます。